

# 八女市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱

(令和7年3月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者のデジタルトランスフォーメーション（ビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品、サービス、ビジネスモデル等を変革するとともに、業務、組織、プロセス、企業文化及び風土等を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。以下「DX」という。）への取組を支援するため、八女市中小企業DX支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（次のいずれかに該当する者を除く。）

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の企業者をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

カ 令和5年総務省告示第256号における日本標準産業分類大分類A農業、林業又はB漁業に分類される産業を営んでいる者

(2) 法人にあつては市内に事業所を有し、個人事業者にあつては市内に住所を有し、かつ、市内で事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（法人にあつては、代表者を含む。）が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 市税又は税外徴収金を滞納しているとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律

第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)並びに暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)及びこれと密接な関係を有する者であるとき。

(3) 宗教活動、政治活動及び公序良俗に反する活動並びにこれらに類する活動を目的として事業を営んでいると認められるとき。

(4) 過去にこの要綱による補助金を受けているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨、目的等に照らして適当でないときと市長が認めるとき。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、対象者が行う業務効率化、生産性向上等に向けたITツール(ソフトウェア及びクラウドサービスをいう。以下同じ。)の導入を伴う事業又はDX推進のためのDX計画策定事業とする。

2 補助事業は、事業計画及び収支計画について、八女商工会議所又は八女市商工会の経営指導員等から経営指導を受けたものでなければならない。

3 補助事業は、第6条の規定による補助金の交付の決定の日(以下「補助金交付決定日」という。)の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる経費区分に応じて算出した補助対象経費の合計額(本市、国、県その他の機関から補助金その他これに類するものの交付を受けている経費を除く。)に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

2 補助対象経費は、補助金交付決定日から補助事業が完了するまでの間に支払ったものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の額が5万円に満たないときは、補助金を交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八女市中小企業DX支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、八女市中小企業DX支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、八女市中小企業DX支援事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要な資料を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、これを審査して承認の可否を決定し、八女市中小企業DX支援事業費補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、八女市中小企業DX支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）に必要な資料を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告は、交付決定者が補助事業の中止等のため前条第1項の規定による申請を行った場合であっても、行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて当該職員をして実施調査等を行い、相当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、八女市中小企業DX支援事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市中小企業DX支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 事業活動が補助事業の完了の日から3年以上継続しなかったとき。

(2) 個人事業者にあつては住所又は事業を営む場所を、法人にあつては事業所の所在地を市外へ移転したとき。

(3) 補助金の対象となった備品等を転売し、又は補助事業の目的以外に使用しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるとき。

(調査への協力要請)

第12条 市は、交付決定者に対し、補助金の成果に関する調査への協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助金について適用する。

#### 別表（第3条関係）

経費区分	経費	備考
(1) ソフトウェア導入費用	ITツールの購入又は借用に要する経費（購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料、設定費等）	
(2) ハードウェア導入費用	(1) で購入等をしたITツールを使用するためのハードウェア（パソコン、タブレット等）、ネットワーク機器等の購入又は借用に要する経費（購入費、リース料、レンタル料等）。ただし、買換え、増設等の場合を除く。	15万円を限度とする。
(3) 委託費	(1) 補助事業の実施のためのコンサルティング、研修等に要する経費 (2) システムの設計又は構築に係る経費	
(4) その他の費用	市長が必要と認める経費	

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

- 1 消費税及び地方消費税
- 2 オフィスソフトの購入費用及び導入費用
- 3 土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する経費

- 4 自動車等車両の購入、修理、車検費用
- 5 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、工事費、改修費
- 6 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- 7 中古品の購入費
- 8 消耗品費
- 9 飲食、娯楽、接待等の費用
- 10 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 11 収入印紙代、振込手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
- 12 各種保険料
- 13 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- 14 事業計画書、申請書、報告書等の市に提出する資料の作成及び提出に係る費用
- 15 補助事業に係る自社の人件費（雑役務費を除く。）
- 16 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費